

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871

長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内

TEL：026-238-1555（直通）

TEL：026-238-1580（苦情専用）

TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）

FAX：026-238-1581

E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp

URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp/

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業者は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間（予定）
平成29年5月29日（月）	松本合同庁舎 402 会議室	午後1時00分～4時00分
平成29年6月27日（火）	長野県自治会館 1 階会議室	午後1時30分～4時30分

2 介護予防・日常生活支援総合事業を請求される事業所の方々へ

平成29年4月より、県下全ての保険者において、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）が開始されました。

総合事業請求後に本会より事業所へ送付する通知一覧を下記に掲載しますのでご確認ください。

識別番号	名称	内容
723	介護予防・日常生活支援総合事業 審査決定増減表	保険者（サービス提供年月順）ごとの返戻・査定・保留・保留復活の件数・単位数の一覧表。識別番号732と743の積み上げになります。
732	介護予防・日常生活支援総合事業 審査増減単位数通知書	支援事業所の給付管理票との突合により減額された内容及び審査委員会の判定により減額された内容を示した一覧表。 給付管理票との突合審査を行った結果、給付管理票の誤った内容により査定された場合は支援事業所からの給付管理票（修正分）の提出が必要。その際サービス提供事業所の再請求は不要。
743	介護予防・日常生活支援総合事業 請求明細書返戻（保留）一覧表	請求不備により返戻となった情報の一覧表。エラー内容を確認して再請求が必要なものは翌月月遅れ分として再請求が必要。 なお、備考欄が“保留”となっているものについては、再請求の必要はない。
755	介護予防・日常生活支援総合事業費 支払決定額内訳書	751（介護給付費等支払決定額通知書）の介護予防・日常生活支援総合事業費についての内訳。保険者（サービス提供年月順）ごとに表示。
764	介護予防・日常生活支援総合事業費 過誤決定通知書	事業所より保険者に依頼した過誤申立の結果通知。また、給付管理票の取消があった場合も送付する。
765	介護予防・日常生活支援総合事業費 再審査決定通知書	給付管理票の修正により再審査が行われた場合の結果通知。

※返戻・査定・過誤・再審査通知は、必ず送付されるものではなく、該当がある場合のみ送付されます。

3 月途中で要支援・要介護状態区分等を変更した際の請求明細書等の記載方法について

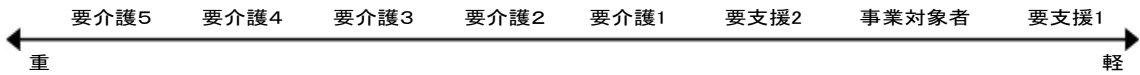
月途中で要支援・要介護状態区分等を変更した際の請求明細書等の記載方法については、以下のとおりとなります。多くお問い合わせをいただく点ですので、本会へ請求する際の参考としてください。

月途中で要支援・要介護状態区分等を変更した場合の請求明細書等記載の整理

同月内に、要介護状態区分変更前後の要介護度に応じたサービスを利用しているパターンを整理する。

No		給付管理票	サービス計画費	請求明細書		
		要支援・要介護状態区分等	被保険者欄の要介護状態区分	要介護状態区分(介護給付)	要支援状態区分(予防給付)	要支援状態区分(総合事業)
		(重い方を対象)※2	(月末時点)	(月末時点)		
1	事業対象者→要支援1	事業対象者	要支援1	-	要支援1	要支援1
2	事業対象者→要支援2	要支援2	要支援2	-	要支援2	要支援2
3	事業対象者→要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	-	事業対象者
4	要支援1→事業対象者	月途中の要支援1→事業対象者への変更はない。				
5	要支援1→要支援2	要支援2	要支援2	-	要支援2	要支援2
6	要支援1→要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要支援1
7	要支援2→事業対象者	月途中の要支援2→事業対象者への変更はない。				
8	要支援2→要支援1	要支援2	要支援1	-	要支援1	要支援1
9	要支援2→要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要支援2
10	要介護N※1→事業対象者	月途中の要介護N→事業対象者への変更はない。				
11	要介護N※1→要支援1	要介護N※1	要支援1	要支援1	要支援1	要支援1
12	要介護N※1→要支援2	要介護N※1	要支援2	要支援2	要支援2	要支援2

※1 要介護Nは、要介護1～5のいずれかを意味する。
 ※2 要支援・要介護状態区分等の重い順は以下の通り。



4 住所地特例対象者の介護給付費・総合事業費明細書記載・入力上の注意点について

住所地特例対象者の請求においては、サービス種類によって記載いただく明細欄が異なります。記載入力欄を誤って請求されると返戻となりますので、サービス種類を確認し、給付費・事業費明細欄(住所地特例対象者)へ記載入力のうえ請求されますようお願いいたします。

様式第二(附則第二条関係)

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書

(訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・小規模多機能型居宅介護(短期利用)
 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)・地域密着型通所介護)

公費負担者番号										平成		年		月分
公費受給者番号										保険者番号	2	0	2	0 * *

給付費明細欄																				

保険者市町村の証記載保険者番号ではなく、住所地特例対象者が入所(入居)する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を設定する

給付費明細欄(住所地特例)	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要
	夜間訪問介護1基本・日割	7 1 1 1 1 2	3 2	1 0	3 2 0			903030	
	夜間訪問1市町村独自加算1日割	7 1 7 2 0 2	2	1 0	2 0			903030	
	夜間訪問介護処遇改善加算1	7 1 6 1 0 3			1 6			903030	

平成 29 年 4 月請求分の支払日は 5 月 30 日 (火)、6 月請求分の締め切りは 6 月 10 日 (土) です。